

義務教育諸学校等における臨時的任用職員取扱要綱

平成11年4月1日教第47号

令和2年3月31日教第556号最終改正

(趣旨)

第1 この要綱は、公立の義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部及び中学部をいう。）並びに県立の特別支援学校の幼稚部及び高等部（以下「学校」という。）に勤務する職員（単純労務職員を除く。以下同じ。）が出産、病気その他の事由により長期にわたり勤務を欠く場合等において臨時的任用職員の任用を図り、もって当該学校の教育の正常な実施を確保するに当たり、当該任用その他の身分の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

ただし、特別支援学校の高等部において、会計年度任用職員の任用が適当である場合は、この要綱にかかわらず、非常勤の講師の任用等に関する要綱（昭和63年3月26日付け学第337号）又は宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員取扱要綱（令和2年3月31日付け総第404号）に基づき、非常勤講師等を任用するものとする。

(定義)

第2 この要綱において、臨時的任用職員とは、次の各号により任用される職員をいう。

(1) 産休等臨時任用

女子職員が出産する場合又は職員が満3歳に満たない子を養育する場合において、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号。以下「産休法」という。）第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育休法」という。）第6条の規定により行う臨時的任用

(2) 期限付臨時任用

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条の3の規定により行う臨時的任用で、産休等臨時任用以外のもの

(任用期間)

第3 臨時的任用職員の任用は、1月以上の長期にわたって欠員が生じることが明らかな場合に行うものとし、その任用期間は次の各号に定めるところによる。

(1) 産休等臨時任用

産休法による産前・産後の休暇期間又は育休法による育児休業の承認をした期間（延長された場合は、延長された期間を含む。）の範囲内で任用するものとする。

(2) 期限付臨時任用

6月を超えない期間を定めて任用するものとし、必要がある場合は、6月を超えない期間で1回に限り更新することができるものとする。ただし、当該勤務を欠く者の休暇又は休職の期間が延長されたときは、任用又は更新した期間を含めて6月に達するまで任用期間を延長することができる。

(任用手続)

第4 市町村教育委員会（県立特別支援学校及び県立中学校（以下「県立特別支援学校等」という。）にあっては校長とする。以下同じ。）は、臨時的任用職員の任用を必要とするときは、臨時的任用職員任用申請書（別記第1号様式。県立特別支援学校等にあつては別記第3号様式）に次に掲げる書類を添え、当該教育委員会が所在する市町村を所管区域としている教育事務所長（県立特別支援学校等にあつては、教育職員に係るものは教職員課長とし、教育職員以外に係るものは総務課長とする。以下単に「教育事務所長」という。）に速やかに提出するものとする。

(1) 任用を必要とする事由を証する書類

- イ 産前・産後の休暇に係る臨時任用にあつては、出産に係る特別休暇届出書の写し及び出産予定日を証する書面の写し
- ロ 育児休業に係る臨時任用にあつては、育児休業の承認に係る辞令の写し又は育児休業承認申請書の写し
- ハ 期限付臨時任用にあつては、病気休暇又は介護休暇申請書（医師の診断書及び介護休暇については指定期間の指定申出書を含む。）の写しその他任用を必要とすることを証する書面
- ニ その他必要と認める書類

(2) 任用候補者の内申に関する書類

- イ 県費負担教職員採用内申書（別記第2号様式）
- ロ 履歴書（別記第4号様式）
- ハ 教育職員免許状の写し若しくは免許状授与証明書（教育職員免許状を必要とする職に任用される者に限る。）又は栄養士免許証の写し（栄養士免許証を必要とする職に任用される者に限る。）
- ニ 最終学校の卒業証書の写し又は卒業（修了）証明書
- ホ 健康診断書

2 同一市町村（県立特別支援学校等にあつては同一勤務校とする。）において引き続き任用する場合は前項(1)及び(2)イに掲げる書類を添付するものとする。この場合において、引き続き任用が更新又は延長によるものであるときは、任用期間が満了する日から起算して1週間前までに任用期間更新（延長）申請書（別記第5号様式）を提出するものとする。

(任用)

第5 教育事務所長は、第4により申請書が提出された場合において、内容を審査し、当該学校の業務を処理するため必要があると認めるときは、任用を行うものとする。

- 2 教育事務所長は、前項により任用を行ったときは、市町村教育委員会にその旨を通知するものとする。
- 3 臨時的任用職員の任用、任用期間の更新若しくは延長、退職（任用期間の満了による退職を除く。）は別表第1に掲げるところにより、すべて辞令を交付して行うものとする。

- 4 前項の規定により臨時的任用職員を任用したときは、市町村教育委員会教育長（県立特別支援学校等にあつては学校長）は、任用する臨時的任用職員から服務宣誓書を提出させるものとする。
- 5 教育事務所長は、第1項の規定により任用、更新又は延長したときは、速やかに任用状況報告書（別記第6号様式）を作成し、県教育委員会教育長に提出するものとする。

（職名）

第6 教諭，養護教諭，栄養教諭，実習助手，寄宿舍指導員，事務職員，技術職員又は学校栄養職員の代替として任用された臨時的任用職員の職名は，それぞれ講師，講師（養護担当），講師（栄養担当），実習助手，寄宿舍指導員，主事又は技師とする。

（勤務時間その他の勤務条件）

第7 臨時的任用職員の勤務時間，休日，休暇その他の勤務条件は，正規任用職員の例による。ただし，年次有給休暇の日数は，任用期間の月数に応じ，別表第2のとおりとする。

（服務並びに分限及び懲戒）

第8 臨時的任用職員の服務並びに分限及び懲戒は，正規任用職員の例による。

（公務災害）

第9 臨時的任用職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関しては，地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

（福利厚生）

第10 臨時的任用職員の公立学校共済組合への加入は，地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の定めるところによる。

（補則）

第11 この要綱に定めるもののほか，臨時的任用職員の取扱いについて必要な事項は，県教育委員会教育長が別に定める。

別記第1号様式～第6号様式 （別紙）

別表第1（第6関係） （別紙）

別表第2（第9関係） （別紙）

附 則

（施行期日）

1 この要綱は，平成11年4月1日から施行する。

（関係要綱の廃止）

2 公立学校産休代替職員取扱要綱（昭和54年4月14日付け行第22号）及び公立学

校育休代替職員取扱要綱（平成4年4月1日付け行第59号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の際現に前項に定める要綱（以下「旧要綱」という。）により任用されている代替職員は、この要綱に定める職員とみなすものとする。

4 旧要綱により任用されていた代替職員の任用期間は、この要綱により任用されていた期間とみなして、この要綱の第4及び第8第3項の規定を適用するものとする。

附 則（平成12年3月29日教第501号）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日教第502号）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月2日教第12号）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日教第761号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日教第574号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（号俸の切替え等）

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する臨時的任用職員の施行日における号俸は、施行日において新たに臨時的任用職員として任用された者として決定する号俸とする。

附 則（平成20年3月28日教第490号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日教第3号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月1日教第401号）

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日教第654号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日教第497号）

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成25年2月20日教第954号）

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日教第1086号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日教第414号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月6日教第395号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月2日教第420号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月27日教第294号）

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日教第557号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日教第556号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。